

インクルーシブな方針（2022年改訂）

(1) 目的

この文書はインクルーシブな方針に関する本校の定義を示すものであり、コミュニティのすべてのメンバーの権利と責任、多様性を認めるプログラムを実施するための学校の構想について明確に定めています。

(2) インクルーシブな教育に対する考え方

市立札幌開成中等教育学校（以下、本校）では、「わたし、アナタ、min-na そのすがたがうれしい」という学校教育目標に基づいて、子どもの障がいの有無にかかわらず、必要とされる支援を実施することで、いかなる子どもにも教育の機会を提供することが特別な教育ニーズ（SEN）に基づいた教育の最も大切な役割であるとしています。本校においては、SEN の理念をすべての教員が理解し、子どもたちに教育の機会均等を保障していくことに誠心誠意取り組んでいます。

インクルーシブな教育とは、障がいの有無にかかわらず、生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、学習や生活上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。インクルーシブな教育を通して知り得た生徒の情報は機密情報として取り扱われ、関係者には守秘義務が課されます。

(3) 権利と責任

□校長

校長、または、校長の任命した担当者は、以下の権利と責任があります。

- ・ インクルーシブな方針の理解とその実行のための研修会を教員に提供すること
- ・ インクルーシブな教育に関する文書を生徒、保護者、教員向けに用意し、これらを更新すること
- ・ 支援を必要とする生徒の状況を把握すること
- ・ インクルーシブな方針に基づいて、生徒に必要な支援が成されていることを確認すること
- ・ 生徒が状況に応じてどのような支援を受けられるかを知っていること

□教員

教員には、以下の権利と責任があります。

- ・ 生徒にインクルーシブな方針やそれに基づくハンドブックを示す。
- ・ 授業の協働設計の際に、インクルーシブな方針に基づく支援が必要な生徒に対する支援の手立てを講じること
- ・ 生徒の状況に応じた適切な支援の方法について理解すること
- ・ 授業を通して、個々の生徒に対する適切な支援の方法を開発・発展すること

□生徒

生徒には以下の権利と責任があります。

- ・ インクルーシブな方針やそれに関連する文書にアクセスすること
- ・ 状況に応じて必要な支援を教員に申し出ること

□保護者

保護者には以下の権利と責任があります。

- ・ インクルーシブな方針やそれに関連する文書にアクセスすること
- ・ 子どもの状況を把握し、必要な支援に関して学校と相談・連携しながら取り組むこと

(4) 国や地域の要件

国の要件

教育基本法 4 条 2 項（教育の機会均等）

国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

校内学びの支援委員会

校内学びの支援委員会は、札幌市における下記の 2 つの通知に基づいて設置されています。

「札幌市立幼稚園・学校における特別支援教育の推進について」

（平成 15 年 10 月 14 日付け教育長通知）

「札幌市立高等学校における特別支援教育推進体制について」

（平成 20 年 3 月 27 日付け指導担当部長通知）

特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、適切かつ効果的・効率的な指導を推進することを目的としており、本校においては、週 1 回の開催をしています。

(5) 特別支援の手順

本校では、入学してくる生徒に関する情報は、出願時に提出される「児童の状況調書」や「出願理由等説明書」、また、面接で得ることができますが、特別支援の必要の有無が生徒の選抜の結果に影響を及ぼす規準とはなっていません。入学予定の生徒の保護者は、入学前も入学後も特別支援の必要の有無に関わらず、生徒のことにに関して本校に相談することができます。個々に応じた特別支援が必要とされる場合、本校では「インクルーシブな方針」を基に適切な支援を講じます。

教員は、インクルーシブな方針および学校の特別支援教育ハンドブックの内容に基づいて、授業の協働設計を行い、個々の生徒に必要な支援の手立てを講じます。講じられた支援は、教科や学びの支援委員会における振り返りを通じて共有・改善され、より生徒の状況に適した支援へ発展することが期待されます。これらの手立ては、生徒情報交換会の研修や学習者データベースを通じて、すべての教員に共有され、それ以降の指導に活かされます。

委員会とは別に、個別の支援が必要な生徒については関係者が集まるケース検討会議を適宜開催し、個別の支援策を検討します。ケースによっては外部の専門家の協力を得て、適切な支援をしていきます。

(6) 試験時に特別な配慮を要する生徒の扱いについて

試験時に特別な配慮を要する場合には、コーディネーターが I B O に対して設定された期限までに、下記の内容に基づいて特別な配慮の要請をしなければなりません。その際、*Access and inclusion policy* に示された条件に合致することを確認する必要があります。

□ D P において、コーディネーターが以下のような手立てを検討する視覚障がいのある候補者に対して

- ・ 点字の試験用紙を準備すること
- ・ 試験用紙を拡大印刷すること
- ・ カラープリントの試験用紙を準備すること
- ・ デジタル媒体の試験用紙へのアクセスを許可すること

試験時間の延長が必要な候補者に対して

- ・ 生徒の状況に応じて、6分、15分、または、30分から1時間以上の延長を検討すること。

書字障がいのある候補者に対して

- ・ グラフィックオーガナイザーを用いること
- ・ 代書人を立てること
- ・ スペルチェック付きのワープロソフトを使用すること
- ・ 音声認識ソフトウェアを使用すること
- ・ 解答を転写すること

読字障がいのある候補者に対して

- ・ 代読者を立てること
- ・ Reader Pen を利用すること
- ・ 手話を利用してコミュニケーションを取ること

社会不安障がいやコミュニケーション障がいのある候補者に対して

- ・ 拡大・代替コミュニケーションを利用すること

母語でない言語を用いる候補者に対して

- ・ 言語の習熟度に応じて、時間の延長や、代読者、スペルチェッカー等を利用すること

その他の支援について

- ・ 試験に取り組む上で介助をすること
- ・ 電卓を利用すること
- ・ 提出期限を延長すること
- ・ 外部試験の延期をすること
- ・ 再試験の機会を与えること
- ・ 別会場で試験を行うこと

□MYPにおいて

MYPにおいては、特にパーソナルプロジェクトや科目の総括的評価課題に取り組む際に、DPに準じた支援を考慮します。コーディネーターは、パーソナルプロジェクトにおいて、IBOに事前に支援の内容を報告する義務があります。

(7) 参考文献

市立札幌開成中等教育学校 特別支援教育に関するハンドブック、2022年8月
札幌市教育委員会 校内学びの支援委員会・特別支援教育コーディネーターハンドブック、

2016年10月

札幌市教育委員会 特別支援教育ハンドブック、2014年3月

札幌市教育委員会／札幌市保健福祉局 個別の教育支援計画の作用・活用、2014年10月

Meeting student learning diversity in the classroom (2016)

Learning diversity and inclusion in IB programmes (2022)

Using Universal Design for Learning in the IB classroom (2022)

Candidates with assessment access requirements (Middle Years Programme) (2015)

Access and inclusion policy (2018)

Diploma Programme Assessment procedures 2020 (2019)

Middle Years Programme Assessment procedures 2020 (2019)